

横須賀市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 少子化対策の推進のために行う結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、地域少子化対策重点推進交付金（こども家庭庁）、神奈川県地域少子化対策重点推進交付金（神奈川県）及び補助金等交付規則（昭和47年4月横須賀市規則第33号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **新婚世帯** 令和8年1月1日から令和9年2月25日の間に婚姻届を提出し、かつ、受理された夫婦又はパートナーシップ宣誓証明書（本市及び本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書を締結している地方公共団体が交付しているものに限る。）の交付を受けた者をいう。
- (2) **住居費用** 婚姻又はパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けたこと（以下「婚姻等」という。）を機に、市内で夫婦等双方の居住の用に供する住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち第4条に掲げるものをいう。
- (3) **リフォーム費用** 前号に規定する住宅をリフォームした場合に要した費用のうち、住宅の機能維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費用であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (4) **引越費用** 第2号に規定する住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻届受理日又はパートナーシップ宣誓証明書交付日（以下「婚姻日等」という。）において、夫婦又はパートナーシップ宣誓証明書の交付を受ける者（以下「夫婦等」という。）の年齢が49歳以下であること。なお日本国籍を有する者で、外国の法令に基づき成立した婚姻は、戸籍に婚姻の事実が記載されている場合において対象とする。また外国籍を有する者の婚姻は、日本国内の市区町村に婚姻届を提出し受理された婚姻のみを対象とする。
- (2) 新婚世帯の所得（補助金等交付申請書交付申請時点（以下「申請時点」という。）における直近の年度の課税証明書に記載されている所得額をいう。以下同じ。）を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

(3) 下記(ア)に掲げる講座の受講等を令和8年4月1日から令和9年2月25日までに夫婦ともに実施したもの。

(ア) 夫婦ともに実施する講座等

- a. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
- b. プレコンセプションケアに関する講座の受講
- c. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- d. 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

(4) 補助金等交付申請書の申請日（以下「申請日」という。）において、夫婦等双方の住所が本市の住民基本台帳に記録されている当該申請に係る住宅の所在地となっていること。ただし、法令等に基づき指定居住場所に居住することを義務付けられている等、特別な事情がある場合は、夫婦等の一方の住所が当該住宅の所在地であることをもって足りるものとする。

(5) 申請日から3年以上継続して本市に居住する意思があること。ただし、在留資格の状況等により、実質的に長期間居住が困難であると認められる場合には、補助金の交付対象としない場合がある。

(6) 市税の滞納がないこと。

(7) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(8) 夫婦等の一方又は双方が過去に、地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助金の交付（他の地方公共団体からの同種の補助金等の交付を含む。）を受けていないこと。但し、第4条2項の場合は除く。

(9) 夫婦等のいずれも横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(10) 景観法（平成16年法律第110号）第16条に規定する届出が必要な行為について、当該届出を行っていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年2月25日までの間に支払った住居費用（別表第2に掲げる経費に限る。）、リフォーム費用、引越費用であって、次の各号のいずれも満たすものを補助の対象とする。

- (1) 申請日における夫婦等双方の住民票記載の住所に所在する建物に関する費用
- (2) 婚姻日等から遡って、1年以内に同居を開始した住宅に係る費用
- (3) 申請時において支払い済みの費用

2 前項の規定にかかわらず、横須賀市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和6年4月1日制定）に基づく補助金の交付を令和7年度に初めて受けた新婚世帯であって、令和7年度における補助金額が第5条第1項に規定する上限額に満たない場合は、令和8年度の予算の範囲内において、当該年度に限り補助対象とするものとする。

- 3 前項の場合における補助金の上限額は、第5条第1項に規定する上限額から令和7年度に交付を受けた補助金額を控除した額とする。この場合において、第4条に規定する補助対象経費は、当該年度に交付決定を受けた経費と同一のものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、夫婦等の双方又は一方が、当該申請に係る賃貸、売買、リフォームまたは引越しに係る事業者の代表者その他これに準ずる役職にある場合には補助の対象としない。なお、夫婦等の親族が当該契約の相手方又は当該契約の相手方の代表者その他これに準ずる地位にある場合には、不動産事業者を介して第三者と契約する場合と同等の内容及び条件による契約が書面により成立していることが、契約書により確認でき、かつ、当該契約に基づく支払が金融機関の振込記録、口座引落明細等の客観的資料により確認できると市長が認めるときに限り、補助の対象とする。現金の手渡しによる支払は、支払の事実を客観的に確認することが困難であるため、原則として補助の対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、住居費用（子育てファミリー等応援住宅バンク補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）及び2世帯住宅リフォーム補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）に規定する補助金の交付を受けている補助対象事業費用を除く。）及び引越費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日等における夫婦等双方の年齢が29歳以下の世帯 60万円
 - (2) 婚姻日等における夫婦等双方の年齢が39歳以下の世帯 30万円
 - (3) 婚姻日等における夫婦等双方の年齢が49歳以下の世帯 20万円
- 2 前項に規定する補助金の額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとし、令和9年2月25日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（本籍地が横須賀市でない者に限る。）若しくはパートナーシップ宣誓証明書（本市及び本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書を締結している地方公共団体が交付しているものに限る。）
- (2) 住民票の写し。
- (3) 直近の年度の課税証明書の写し。ただし、前年度に外国で就労等により日本の課税証明書の発行を受けられない場合は、外国の税務当局が発行する所得証明書又はこれに準ずる書類（日本語訳を添付したもの）若しくは雇用主が発行する収入証明書その他所得を証明する書類をもって代えることができる。
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている者であって、当該新婚世帯等の所得額が 500 万円を超える場合に限る。）

- (5) 住宅の売買契約書、住宅の引渡し証明書及びその支払いを証する領収書等の写し（住居費（住宅の購入に要した費用に限る。）に係る補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (6) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (7) 住居費（住宅の購入に要した費用に限る。）又はリフォーム費用に係る金融機関との金銭消費貸借契約書及び返済を証する書類の写し
- (8) 住宅の賃貸借契約書及びその支払いを証する領収書等の写し（住居費用（住宅の賃借に要した費用に限る。）に係る補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (9) 給与明細等の写し（住居費用（賃借に要した費用に限る。）に係る補助金の交付を受ける場合であって、住宅手当が支給されている者に限る。）
- (10) 引越費用を支払ったことを証する見積書および領収書等の写し（引越費用に係る補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (11) 誓約書兼同意書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書によりその結果を申請者に通知する。ただし、第3条に規定する要件を満たさないとき、提出書類の内容ならびに交付対象となる契約内容の真正性・実態の確認に支障があるとき、その他市長が不適当と認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をし、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、令和7年度に結婚新生活に係る補助金の交付を初めて受けたに新婚世帯（以下「継続世帯」という。）にあつては、横須賀市結婚新生活支援補助金交付申請書（継続用）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、継続世帯のうち、令和8年4月1日から同年12月31日までに婚姻し、令和9年3月1日から同月31日までに前項に基づく申請を行う新婚世帯にあつては、横須賀市結婚新生活支援補助金交付申請書（継続用）に第1項1号から4号、第11号及び第12号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（前年度の補助金交付申請時点から住民票の記載事項に変更がある場合に限る。）
- (2) 住宅の賃料の支払いを証する領収書等の写し（住居費用（住宅の賃借に要した費用に限る。）に係る補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (3) 給与明細等の写し（住居費用（賃借に要した費用に限る。）に係る補助金の交付を受ける場合であって、住宅手当が支給されている者に限る。）
- (4) 住居費用（住宅の購入に要した費用に限る。）又はリフォーム費用に係る金銭消費貸借契約に基づく金融機関への返済を証する書類の写し

（その他）

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 横須賀市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 7 年 11 月 1 日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱に基づく補助金の交付を初めて受けた新婚世帯であって、翌年度における補助金額が第 5 条第 1 項に規定する上限額に満たない場合は、翌年度の予算の範囲内において、当該翌年度に限り補助対象とするものとする。

4 前項の場合における補助金の上限額は、第 5 条第 1 項に規定する上限額から前年度に交付を受けた補助金額を控除した額とする。この場合において、第 4 条に規定する補助対象経費は、当該年度に交付決定を受けた経費と同一のものとする。

別表第1（第2条第3号関係）

- 1 増築工事又は減築工事
- 2 台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
- 3 住宅内の機械設備工事（給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事）
- 4 オール電化住宅工事
- 5 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 6 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 7 部屋の間仕切りの変更工事
- 8 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 9 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
- 10 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 11 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- 12 建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
- 13 耐震改修工事（横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）の規定による補助金の交付を受けたものを除く。）
- 14 防音工事
- 15 バリアフリー改修工事
- 16 上記に類するものとして、市長が認めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助対象経費
住居費用（住宅の購入に要した費用に限る。）	住宅の取得に係る費用（金銭消費貸借契約に基づく金融機関への返済を含む。）ただし、土地の購入に係る費用、ローンに係る手数料及び利息を除く。
住居費用（住宅の賃借に要した費用に限る。）	住宅の賃料（駐車場代を除く。）（婚姻等を契機とした同居開始後に生じた賃料に限る。）（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該手当の額を控除して得た額とする。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、管理費及び仲介手数料